「交通政策基本法」成立にあたって（見解）

交通施策の基本理念及びその実現を図る基本事項を定めた「交通政策基本法」が 11 月 27 日、参議院本会議で可決・成立した。

この法案は 2002 年１月にいわゆる「移動に関する権利」を明確にすることなどを目的に「交通基本法」として提出され、以降３回の廃案と１回の取り下げを繰り返してきた。成立に当たり、交通政策の発展、交通弱者への配慮、交通の安全、また交通に携わる労働者の待遇や職場環境改善に寄与するものと期待し、一定の評価をおこなうものである。

ＪＲ総連は法案提出から今日まで、地方交通線の維持・発展や、鉄道貨物における興隆を図るため、「移動権」確立や「物流」の位置づけなどを主張し、成立に向けた議論を積み重ねてきた。基本法は「移動権」が「基本的需要の適切な充足」に読み変わるなど十分とは言えないが、附帯決議を含め、今後の「交通基本計画」策定やその後の施策に期待を持つものである。また田城郁参議院議員が参議院国土交通委員会でその意義を質すなど、院内外を問わぬ活躍はＪＲ総連組合員のみならず、多くの交通労働者からその活躍に期待がかけられている。

一方で東日本大震災の被災による復興や鉄道の復旧は遅々として進まず、地方ローカル線は将来展望に不安を抱えている。またＪＲ北海道の事故による安全の確立やＪＲ貨物が担う物流など、総合交通政策の充実・発展が求められている。

ＪＲ総連は今年６月の第 29 回定期大会で「交通政策に関する提言」実現を決定した。今後も鉄道を中心とした交通政策の発展に全組合員一丸となって邁進することを明らかにし、「交通政策基本法」成立にあたっての見解とする。

2013 年 11 月 28 日

全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）